

バランスの良い食事で
免疫力 UP！ 毎日果
物 200g食べましょう。

果樹を巡る動き
・新たな果樹農業振興
基本方針について

p1

業務日誌

p5

人事異動

p6

果樹を巡る動き

新たな果樹農業振興基本方針について

農林水産省 農産局果樹・茶グループ 果樹振興班
課長補佐 浅野 真宏

果樹農業者の皆様や果樹農業関係団体の皆様、都道府県・市町村等行政機関の果樹農業担当の皆様におかれましては、日頃から、国の果樹振興施策に御理解いただくとともに、その円滑かつ効果的な実施に御協力・御尽力いただき感謝申し上げます。

果樹農業の現場では、昨年末から本年にかけての大雪、本年4月の降雪など、多くの自然災害が発生しており、関係者の皆様の対応が続いていると承知しています。関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常を取り戻せるようお祈り申し上げます。農林水産省としても、皆様の本来の経営と産地の生産を一刻も早く取り戻せるように、現場に寄り添って全力で地域の皆様方の支援に取り組んでまいります。

気候変動の影響をはじめとして、担い手の減少など、果樹産地では多くの課題に直面しております。このような生産現場の課題や国内外の情勢の変化を捉えて、昨年、「食料・農業・農村基本法」が制定から四半世紀を経て初めて改正されました。改正法では「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」などの実現を目指し、基本理念の見直し等が定められています。農林水産省は初動5年間に農業構造転換期間に位置付け、施策を重点的に取り組むこととし、本年4月、改正法に基づく初めての「食料・農業・農村基本計画」、「果樹農業の振興を図るための基本方針（果樹農業振興基本方針）」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

本基本方針は、担い手の減少などの課題に対応できないままでは生産量が激減するという将来予測から大幅に転換して生産量の維持・増加を目指し、果樹農業の持続的な発展に向けて生産基盤の強化を加速化することを大きなテーマとしています。野心的な目標を掲げただけで終わらず、課題解決と目標

達成に向けて、施策を実行に移すことが重要です。このため、生産目標を定めるとともに、基本方針として初めてKGI（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）及び施策の有効性を示すKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を定めました。併せて、施策の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行う方針です。何よりも、果樹農業の関係者の皆様と課題と危機感を共有しながら、目標の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

以下、新たな基本方針の概要を御紹介します。

1. 果樹農業をめぐる現状と課題、基本方針の理念、期間

まず、我が国の果樹農業については、多様な気候や土地条件の下、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培され、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されています。果樹農業は、農業産出額の1割を占めるとともに、地域経済にとって重要な産業であり、特色ある豊かな文化の形成、国民の健康の維持・増進にも寄与してきたものと認識しています。

このような果樹農業に対する認識の下、基本方針では果樹農業の現状と課題について、次の4点を整理しました。

- ①高品質な果実の生産や国内外での堅調な需要を背景に、国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移している。一方で、果樹農業者の減少・高齢化が先行しており、栽培面積・生産量はともに減少傾向にあり、果実の需要に対して国内生産が応えきれていない状況にある。
- ②さらに、世界各地で気候変動による異常気象が頻発化しており、特に我が国の果樹農業では、高温等の影響による障害が頻繁に発生する状況にある。



③果樹農業が大きな割合を占める中山間地域では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進展しており、農村内の非農業者も今後大幅に減少する見込みにある。果樹農業者の所得の確保・向上とともに、地域経済を守るという観点から、果樹農業の地域の基幹産業としての付加価値を高めていくことが課題である。

④また、人口減少により果実の国内消費量が減少する中で、加工や輸出等の需要は増加している。高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、果実加工品等の新たな需要への対応や海外から稼ぐ力の強化が必要である。

長期的に見れば、果実の生産量は、戦後の生産過剰による価格暴落を受けて生産抑制的な施策が取り組まれ、昭和54年にピークに達した後、現在に至るまで減少を続けています。令和2年に策定した基本方針において、生産抑制から生産基盤強化に向けた施策に大きく舵を切ったものの、国内果実の供給量は減少し続けている状況にあります。一方で、国民一人の一日あたりの果実摂取量は緩やかに減少しており、国民全体の果実の消費量は減少し続けています。

消費量の減少により供給過多となれば市場原理により価格の下落が生じるものの、実際には、消費量の減少以上に生産量が減少しているため、国産果実の卸売価格は上昇傾向にあり、需要に対して国内生産が応えできていません。生産量減少の背景には生産者の減少があり、果実を販売する生産者は平成12年の33万戸から令和2年の20年で17万戸まで半減しました。人口減少下の国内の状況を鑑みると、何らかの対策を講じなければ、生産者数は今後さらに減少することが見込まれます。また、生産者数の減少に加えて、近年は気候変動による高温等の影響により、生産量の減少に拍車がかかっている状況です。

このような状況で生産量を増加させることは容易ではありません。生産者減少を前提とすれば、生産量増加のためには生産者一人当たりの生産量を増加すること、すなわち生産性の向上が必要となりますが、果樹生産は傾斜地等の不利な立地条件や、整枝・せん定等の高度な技術を要するため、機械化が進まず労力や時間のかかる手作業が中心であり、生産性の向上が困難な状況にあります。また、労働時間が長い上、極端な労働ピークが存在している点も果樹生産の特徴の一つであり、年間を通じた雇用が困難で臨時雇用等の外部労働力に頼っており、労働力が生産規模拡大のボトルネックとなっています。

果実生産量の減少は、国内における果実価格の上昇や産出額の増加をもたらす、経営体当たりの所得の増加につながっているといえます。また、海外においても、生鮮果実の輸出増加に一端が示されるように、日本産果実の評価が高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有し

ています。しかし、国内外の需要に応えきれていないことは、そのポテンシャルを十分に活かしきれていないことばかりか、果実価格の上昇により一部の経営体の所得が増加しても、生産量の減少は地域農業を支える流通等のインフラの衰退、ひいては地域産業の衰退につながりかねません。

他方で、生産面積当たりの収量を飛躍的に向上することが可能な省力樹形等の技術が萌芽しており、また、これまで分業されてきた果実加工等の食品産業からの果実生産への参画の動きが見られます。加えて、成長著しい輸出産業にサプライチェーンが一体となって参画し、収益の拡大を目指す動きが顕れています。果樹農業は、こうした技術・経営のイノベーションの只中にあり、その取組をスピード感をもって全国に波及させることが、個々の経営の競争力強化につながり、ひいては果樹農業の持続的な発展につながると考えています。

本基本方針は、これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の持続的な発展を目指すために必要な基本的事項を定めたものです。先述の食料・農業・農村基本計画は、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしており、その計画期間は5年間です。この基本計画の期間を踏まえつつも、新たな基本方針は、一度定植すればその後の20年間栽培を続けるという永年性作物である果樹の特性を鑑み、今後20年程度を見据えた5年間の基本方針として決めました。

2. 果実の生産数量目標及び基本方針の全体構造について

前述のとおり、果実の消費量は減少傾向にあります。これまで「毎日くだもの200グラム運動」等の啓発活動を行ってきたものの、1人1日当たりの摂取量が減少しており、人口も減少局面にあることが背景です。特に若年層、中年層で摂取量が少ない傾向にあり、今後も国内消費仕向量は減少することが見込まれます。その上で、今後の取組として、

- ①国内市場については、生果実の消費量が多い高齢層の購買意欲の維持や若年層、中年層の加工品需要への対応による国内消費の減少抑制を図る必要があり、このため、高品質な国産果実の強みは活かしつつ、実需者や消費者の多様なニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行うこと
- ②海外市場については、防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する輸出産地の育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図ること

を前提とし、果実の需要の長期見通しを立て、果実の国内消費仕向け量は現状の664万トン(令和5年)から636万トン(令和12年)と僅かに減少する見通しです。

繰り返しとなりますが、果実の生産は、需要を上回って生産量が減少し、需要に対し国内生産が応えきれていない状況にあります。すう勢を見れば、この需給ギャップは今後ますます拡大する見込みです。その上で、基本方針では、今後の取組として、労働生産性の向上や高温対策の導入、担い手・労働力の確保・育成などの課題が解決された場合に各果樹産地の生産力が増強し、関連産業との連携や大規模経営体・産地の育成が進み生産量が上積みされた結果として、果実の生産数量が現状の245万トン(令和5年)から256万トン(令和12年)に増加するという生産数量目標を設定しました。なお、政令指定品目の果実の種類ごとの目標についても、同様の考えの下で設定しています。

基本方針の全体構造は、全体の5年間の目標があり、その下に手段の検討があって、それぞれの目標を立てて、系統立てた計画、施策の有効性を図るKGI・KPIとしています。生産数量目標の達成のための大きな柱として、生産基盤強化の加速化、新たな需要への対応、果実の流通及び加工の合理化という3つの柱を立てました。さらに、

- ①生産基盤強化の加速化は、労働生産性の向上と気候変動等への対応、担い手の育成・確保と労働力の確保、地域の基幹産業としての付加価値の向上
- ②新たな需要への対応は、国内需要への対応と海外から稼ぐ力の強化
- ③果実の流通及び加工の合理化は、集出荷・流通対策と果実の加工

という構成です。

労働生産性の向上については省力樹形の導入スピードを170ha/年(令和5年)から340ha/年(令和12年)に倍増、気候変動への対応については令和12年度までにほぼ全国の果樹産地数に相当する500産地に技術的な高温対策を導入するというKPIを設定し、これらの施策が進むことで単位面積当たりの収量が増加するというKGI(単収:1,257kg/10a(令和5年)→1,334kg/10a(令和12年))を設定しました。担い手の育成・確保については令和12年度までに全国の約半数の果樹産地数に相当する250産地で果樹型トレーニングファームを導入、労働力の確保については令和12年度までに各都道府県の産地(50産地)でサービス事業体を活用というKPIを設定し、統計としても検証可能な新規参入経営者数の倍増をKGI(新規参入経営者数:820人(令和5年)→1,640人(令和12年))として設定しました。地域の基幹産業としての付加価値の向上については令和12年度までに加工や輸出など関連産業からの参入等による新たな大規模経営体・産地を各都道府県(50産地)に創出するというKPIを設定し、要素としてはこれに限らないものの、結果として生産面積を維持するというKGI(生産面積:19万4千ha(令和5年)→19万2千ha(令和12年))を設定しました。

国内需要への対応については手頃で日常的に摂取してもらえる生果実あるいは果実加工品など新たな需要への

対応を検証するKPIとして令和12年度までに加工原料用果実の生産に取り組む経営体・産地を10経営体・産地創出するとし、KGIとして加工仕向量を31万4千トン(令和3年)から37万7千トン(令和12年)に増加すると置いています。海外から稼ぐ力の強化については輸出事業計画等から令和6年の輸出経営体・産地の数を16経営体・産地とし、令和12年までに97経営体・産地に増加するKPIを設定し、結果として輸出額が増加するというKGI(輸出額:316億円(令和6年)→1,023億円(令和12年))と設定しました。

集出荷・流通対策については、選果場等の再編・整理が必要であり、新たな技術を使ったAI選果場の設置をKPI(AI選果場:3選果場(令和5年)→10選果場(令和12年))とし、これが生産面積の維持に寄与するものとしてKGI(生産面積:19万4千ha(令和5年)→19万2千ha(令和12年))を置いています。果実の加工については、国内需要への対応と重複するものの、加工原料用果実の生産に取り組む経営体・産地をKPI(令和12年までに10経営体・産地創出)と設定し、加工仕向量をKGI(31万4千トン(令和3年)→37万7千トン(令和12年)に増加)と設定しました。

このように、各講じる施策の有効性をKPIで測定しながら、それぞれの施策の効果を合わせてKGIを追求することにより、生産数量目標が達成される構造です。これら全てを通じて、需要に応える果樹農業の持続的な発展に向けて生産基盤強化を進めます。

3. 各施策について

基本方針では、生産数量目標の達成に向けて、項目ごとに必要な施策を整理しています。大きな柱立ては前述の通り、①生産基盤強化の加速化、②新たな需要への対応、③果実の流通及び加工の合理化の3本となりますが、②及び③において主題としている「手頃で日常的に摂取してもらえる生果実あるいは果実加工品など新たな需要への対応」や「輸出産地の増加」等については、生産基盤の強化が主体となるため、本稿では①生産基盤強化の加速化に係る施策の具体を紹介します。

(1) 労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動等への対応

労働生産性の向上のため、地域計画に基づいた園地の集積・集約化や基盤整備を進めるとともに、省力樹形等への改植・新植、スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入を強力に推進します。その際、大規模な経営体の育成・参入や、省力樹形等への改植・新植による省力的な樹園地への転換をスピード感を持って進めます。

園地の集積・集約化や基盤整備は多くの関係者の合意形成が必要となるものの、労働生産性の向上に効果的です。例えば、りんご生産を主とする長野県綿内東町地区では、農業委員会を中心とした実行委員会で担い手への農地集積に向けた話し合いを進め、地区内2か所の果樹団地23haを基盤整備し、遊休園地が半分を占める工区全て

を作業性の良い樹園地に整備しました。結果、担い手の規模拡大のみならず、世代交代や新規就農者確保にもつながり、50代以下の担い手の割合は整備前の16%から55%まで上昇しました。基盤整備のネックとしては、担い手の不在や長い時間を要するということがあげられますが、大分県では企業参入など担い手に応じた支援体制を構築するとともに、比較的小規模な園地整備から大規模な園地整備を同時に進行させる手法を用いて、スピード感をもって効果的に進めています。基盤整備まで及ばずとも、より取り組みやすい小規模な園地整備、緩傾斜化、大区画化等により作業性の良い樹園地を形成することも重要です。このような園地では省力的な樹形やスマート農業技術・機械の導入も可能となり、生産性の向上が見込めます。また、農林水産省では、既存の経営の大規模化とともに、大規模経営体の参入を進めていくため、販売の出口を見据えた作業の合理化、省力技術の導入、労働力の確保を図り、販売先と生産者が連携したモデルの構築とその横展開を進めているところです。基本方針では、こうした手法を導入した経営体のモデルを「近代的な果樹園経営の基本的指標」として例示しているところであり、各産地での経営モデルを検討するに当たって参照いただきたいと考えています。

生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対しては、資機材による対策や品種構成の見直し等の検討を進めるとともに、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進します。気候変動に適応する生産対策と併せて、化学農薬の使用量低減に資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入や化学肥料の使用量低減等の環境負荷低減策・気候変動緩和策を進め、社会全体の行動変容につながるよう食料システムの関係者の環境負荷低減対策への理解を促進します。

近年、大きな問題となっている高温障害は、高温を原因として生ずる果実や花、樹体における障害であり、収量や商品性の低下に直結しています。高温障害に対しては、栽培管理における基本技術を徹底した上で、果実の日焼けであれば遮光ネットを設置するなど症状に応じた技術的対策を講じることが必要です。技術的対策による対応が困難な場合には、障害リスクの低い品種の導入を図るなど品種構成の見直しを行い、それでもなお障害の発生が抑えられず生産が困難な場合には、地域の気象条件に合った品目への転換を検討することも必要です。本基本方針では、基本方針として初めて、これらの技術的対策や、品種・品目転換を図る上での基準を「栽培に適する自然的条件に関する基準」に提示しており、温暖化の影響等に対する対応を検討するに当たって参照いただきたいと考えています。高温障害リスクの低い栽培方法として、例えば着色のための葉摘み作業をやめて葉を残すことで日焼けを防止する「葉とらずりんご」なども注目されています。他方で、「葉とらずりんご」のようにこれまでの規格と異なるものは流通に当たって関係者の理解が不可欠であり、食料システムの関係者の理解促進も併せて図っていく考えです。

(2) 担い手の育成・確保、労働力の確保

果樹農業の担い手を育成・確保するため、高度な技術の習得や樹園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組など、幅広い農業者や法人が果樹農業に参入する取組を推進します。また、離農する経営の園地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体について、果樹農業で生計を立てる担い手として、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、育成・確保します。さらに、サービス事業体等を活用した労働力の確保、作業の省力化などによる季節的な作業ピークへの対応や労働時間の平準化を図ります。

担い手の育成・確保に当たっては、果樹に関心をもつ者が果樹農業に魅力を感じ、新規就農につながるよう、労働生産性の高い果樹農業の姿を産地から発信することが肝要です。例えば広島県では、JA広島果実連（広島果連）が研修制度を立ち上げ、地元JAが園地の斡旋、市町が制度資金等の確保といった役割分担の下、広島果連が荒廃園地を借り受け省力的な樹園地として整備、成木した園地にて新規就農者の研修を行い、生産性の高い園地を継承する果樹型トレーニングファームの取組を実践し、新規就農者を多数輩出しています。また、労働力の確保に当たっては、人材派遣サービスを展開するサービス事業体等の活用や、繁忙期の異なる加工事業者等の関連産業との協働といった対応が必要と考えており、かんきつの主産県である愛媛県のJAにしろわでは、農閑期の異なる複数産地で連携し、農繁期に必要な短期労働者を確保するといった取組が進められています。この際、3つのJA共同で人材募集チラシの作成・求人サイトへの求人情報掲載等を行い短期労働者を募集するほか、従事中の短期労働者向けに、他地域の担当者が現地へ赴き業務説明会を開くなど、異動先の産地でスムーズに農作業に従事できるよう工夫されています。

(3) 地域の基幹産業としての付加価値の向上

若い人たちに魅力のある産業とするため、作業の合理化、販売単価の向上により労働対価を高め、生産者の所得を向上させるとともに、農業という枠組だけでは労働力が限られる中、地域経済を守る観点から、輸出・加工など関連産業との連携・波及、雇用の創出、地域の活性化など、地域の基幹産業としての果樹農業の付加価値を高めていく取組を推進します。

果樹産業は中山間地域など多くの地域の基幹産業として、農業のみならず、地域経済全体を支えています。が、地域によっては担い手の不在により産業の空洞化が進んでいます。このような地域にあって、加工原材料を必要とする食品企業の参入により、原材料の安定調達や地域内外の人材活用など、地域経済の活性化をもたらす事例が見られるようになりました。こうした事例で

は、遊休地が活用され大規模経営が出現することにより、地域に就農者や雇用を創出し、設備投資が促進されるなど、果樹農業の付加価値が高まっています。また、農業生産が不利な山間部や島嶼部において、定年者や高齢農家、交流人口や地域商社など、様々な人材が参加し、商品力のある製品の開発や軽労作業が可能な加工仕向けの品目の導入により、収益と高い営農意欲を確保する取組も見られます。農林水産省は、輸出・加工など関連産業と連携して高い付加価値、生産性を実現するモデルの構築、横展開等を通じて、こうした取組を推進する考えです。

4. 結び

新たな基本方針は、果樹農業振興特措法に基づき、食料・農業・農村政策審議会に設置された果樹・有機部会において、6回にわたる部会での議論や現地調査を踏まえ策定されました。策定までに、部会以外にも、数十に及ぶ果樹産地との意見交換などの機会により、多くの関係者の皆さまから御指導、御助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

基本方針の全文は農林水産省のホームページで公表していますので、ぜひ御一読ください。

【全文】

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/attach/pdf/index-198.pdf>

基本方針は、実効性をもって施策に取り組むことが肝要であり、国、自治体、生産者団体、研究機関等の関係者が連携して推進することが必要です。このため、今後、基本方針に沿う形で、各都道府県において「都道府県における果樹農業の振興を図るための計画」、さらにそれに基づいて、各産地において「果樹産地構造改革計画」を策定いただきたいと考えています。全国の産地の皆様と意見を交わしながら進めていきたいと考えていますので、引き続き御協力を賜れましたら幸いです。

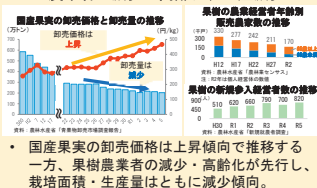
新たな果樹農業振興基本方針のポイント

基本方針の理念

- 省力樹形等の新技術の萌芽や、加工や輸出といった関連産業との協働といった、**技術・経営のイノベーション**が進んでおり、こうした取組を**スピード感をもって全国に波及**させることが果樹農業の持続的な発展に重要。
- **需要に応える果樹農業の持続的な発展**を目指すため、**生産基盤の強化の加速化**に向けて、関係者が一体となって施策を推進。

果樹農業をめぐる現状と課題の認識

農業者の減少・高齢化、生産減少



高温等の影響による障害の頻発化



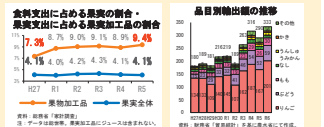
- 世界各地で気候変動による異常気象が発生。
- 特に我が国では、高温等の影響による果実の障害が頻発に発生。

中山間地域など地域社会の維持が困難



- 果樹農業が大きな割合を占める中山間地域では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進展。地域の基幹産業として付加価値の向上が課題。

需要の変化



- 国内消費量が減少する中で、加工や輸出等の需要は増加。新たな需要への対応や海外から稼ぐ力の強化が必要。

施策

生産数量目標 (R5) 2,447千トン ↓ (R12) 2,560千トン	KGI		KPI		講じる施策	
	生産基盤強化の加速化		新規参入経営者数		果樹型トレーニングファームの取組を推進	
	労働生産性の向上、気候変動等への対応		担い手の育成・確保、労働力の確保		省力樹形等の導入スピード	
	地域の基幹産業としての付加価値の向上		生産面積		技術的な高温対策を導入した産地	
新たな需要への対応	国内需要への対応		加工仕向量		輸出・加工など関連産業への連携・波及	
	海外から稼ぐ力の強化		輸出額		多様な消費者ニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品などの新たな需要への対応	
果実の流通及び加工の合理化	集出荷・流通対策		輸出経営体・産地		更なる海外需要開拓、輸出先国・地域の規制やニーズへの対応	
	果実の加工		加工原料果実の生産に取り組む経営体・産地		輸出産地の形成	

需要に応える果樹農業の持続的な発展に向けて、生産基盤の強化を加速化

業務日誌

7. 5. 12 令和7年度第1回果樹経営支援対策事業等実施評価委員会（於 航空会館）
7. 5. 23 監事監査（於 日土地内幸町ビル）

(公財)中央果実協会

編集・発行所

公益財団法人 中央果実協会

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 1-2-1
日土地内幸町ビル 2F

電話：03-6910-2922

FAX：03-6910-2923

編集・発行人

今井 良伸

印刷・製本

(有) 曙光印刷



Web サイト

URL:

www.japanfruit.jp

人事異動

農林水産省農産局園芸作物課

新	日付	名前	旧
農産局園芸作物課 園芸流通加工対策室長	7.4.1	高田 文子	農産局穀物課首席生産専門官
農産局園芸作物課園芸流通加工対策室 課長補佐（園芸流通加工第2班担当）	7.4.1	中田 美穂	北陸農政局生産部生産振興課 課長補佐（土地利用型農業推進）
農産局果樹・茶グループ果樹振興班 生産専門官	7.4.1	新地 智秋	農林水産技術会議事務局研究企画課 課長補佐（技術安全推進班担当）
農産局果樹・茶グループ果樹振興班 園芸振興係長	7.4.1	岸本 英之	農産局地域作物課地域作物第3班 工芸係長
農産局果樹・茶グループ果樹振興班 行政事務研修員	7.4.1	佐々木 宏輔	青森県弘前市より
農産局果樹・茶グループ果樹振興班 行政事務研修員	7.4.1	橋爪 聖太	和歌山県より
農産局果樹・茶グループ果樹振興班 園芸振興係	7.4.1	大西 桃子	農産局農産政策部企画課
農産局果樹・茶グループ果樹振興班 経営支援係長	7.4.1	寺田 智士	農産局地域作物課いも類班 いも類生産振興係長
農産局果樹・茶グループ果樹振興班 経営支援係	7.4.1	朽木 春菜	大臣官房環境バイオマス政策課
消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室長	7.4.1	宇井 伸一	農産局園芸作物課 園芸流通加工対策室室長
農産局農産施策部技術普及課 課長補佐（新技術利用班担当）	7.4.1	中村美日子	農産局園芸作物課 課長補佐（施設園芸企画班担当）
農林水産研修所農福連携研修企画官	7.4.1	井上 達也	農産局果樹・茶グループ果樹対策班 課長補佐（果樹対策班担当）
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管 理室指定管理鳥獣係	7.4.1	大松 京介	農産局果樹・茶グループ果樹対策班 経営支援係
農林水産政策研究所庶務課	7.4.1	平川 里佳子	農産局果樹・茶グループ果樹対策班 園芸振興係
九州農政局生産部環境・技術課	7.4.1	塘 雄佑	農産局果樹・茶グループ果樹対策班 計画調整係
退職（熊本県熊本市へ）	7.3.31	富永 健揮	農産局果樹・茶グループ果樹振興班 行政事務研修員
退職（和歌山県へ）	7.3.31	江畑 真美	農産局果樹・茶グループ果樹振興班 行政事務研修員

道県基金協会

区分	新役職	日付	名前	旧役職
退任		7.3.31	川村 恵	青森県協会事務局長
就任	青森県協会事務局長	7.4.1	工藤 彩子	
退任		7.4.1	鈴木 道彦	山形県協会常務理事兼事務局長
就任	山形県協会常務理事兼事務局長	7.4.1	佐藤 譲	
退任		7.3.31	斉藤 修	山梨県協会事務局長
就任	山梨県協会事務局長	7.4.1	外池 広美	
退任		7.3.31	田中 基司	愛媛県協会事務局長
就任	愛媛県協会事務局長	7.4.1	三好 俊徳	
退任		7.3.31	青木 康晃	福岡県協会事務局長
就任	福岡県協会事務局長	7.4.1	木下 清登	
退任		7.3.31	廣瀬 誠博	宮崎県協会事務局長
就任	宮崎県協会事務局長	7.4.1	脇田 聖一	

中央果実協会

(職員)

区分	新役職	日付	名前	旧役職
採用	審議役	7.5.1	前田 安正	京都青果合同株式会社社長室次長